

ID: 676

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	危険物施設の位置等の措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第12条第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第12条 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日